

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公表番号】特表2011-524560(P2011-524560A)

【公表日】平成23年9月1日(2011.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2011-035

【出願番号】特願2011-507464(P2011-507464)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 06 Q 10/00 (2012.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 09 F 19/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

G 06 F 17/60 1 5 0

G 06 F 17/60 5 0 6

G 06 F 17/30 1 1 0 G

G 06 F 17/30 1 7 0 Z

G 06 F 17/30 3 4 0 A

G 06 F 13/00 5 4 0 P

G 09 F 19/00 Z

G 06 F 13/00 5 4 0 R

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯端末遠隔通信装置であって、ユーザにコンテンツを表示するディスプレイと、前記ユーザからの入力を収集する1以上の入力装置と、サーバシステムと通信し、前記ユーザに注目対象広告を提示するよう適合させプログラミングした1以上のプロセッサであって、前記サーバシステムが記憶し、前記携帯端末遠隔通信装置から先に収集した利用統計に少なくとも一部に基づき、前記広告を注目対象とするプロセッサとを備える、装置。

【請求項2】

前記携帯端末遠隔通信装置は、前記サーバシステムとは間欠的にしか通信せず、前記1以上のプロセッサを、前記携帯端末遠隔通信装置が前記サーバシステムと通信状態にないときを含め、折に触れ前記利用統計を収集するようプログラミングした、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記広告を、前記装置の地理学上のロケーションと日時と前記ユーザの人口動態情報とからなるグループから選択される1以上の規範に基づき注目対象とする、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記プロセッサをさらに、前記携帯端末遠隔通信装置から収集した利用統計をSMS技

術を用いて前記サーバシステムへ送信するよう適合させプログラミングした、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記利用統計は、広告の再生回数、再生／停止事象、ユーザの広告クリック、コンテンツ細目または広告の一部のユーザによる前方スキップおよび／または後方スキップ、コンテンツ細目に対するユーザの投票、コンテンツ細目または広告に関連する調査に対する所定の応答を伴ったユーザの応答、前記ユーザによる完全な調査のスキップ、コンテンツ細目のその全体提示、前記ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツの転送行為とからなるグループから選択された1以上の種別の事象を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記1以上のプロセッサを、サーバシステムから携帯端末装置識別子を受信できるようにし、前記識別子に関連する前記収集した利用統計を前記サーバシステムへ送信できるよう前記サーバシステムと通信するよう、さらに適合させプログラミングした、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

利用統計を収集し注目対象の広告を推奨するサーバシステムであって、複数の携帯端末遠隔通信装置から利用統計を受信し、前記利用統計を分析し、そこから前記携帯端末遠隔通信装置のユーザに向け注目対象の広告に対する推奨を生成するよう適合させプログラミングした1以上のプロセッサを備え、前記1以上のプロセッサが、前記ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツ利用行為を追跡することで前記ユーザの選好性に関する推定を自動的に行ない、前記ユーザの選好性に一部基づき、ユーザに製品および／またはサービスを推奨する、サーバシステム。

【請求項8】

前記広告を、前記携帯端末遠隔通信装置の地理学上のロケーションと日時と前記ユーザの人口動態情報とからなるグループから選択される1以上の規範に基づき注目対象とする、請求項7に記載のサーバシステム。

【請求項9】

前記利用統計は、広告の再生回数、再生／停止事象、ユーザの広告クリック、コンテンツ細目または広告の一部のユーザによる前方スキップおよび／または後方スキップ、コンテンツ細目に対するユーザの投票、コンテンツ細目または広告に関連する調査に対する所定の応答を伴ったユーザの応答、前記ユーザによる完全な調査のスキップ、コンテンツ細目のその全体提示、前記ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツの転送行為とからなるグループから選択された1以上の種別の事象を含む、請求項7に記載のサーバシステム。

【請求項10】

前記1以上のプロセッサを、携帯端末装置識別子を第1の携帯端末遠隔通信装置へ送信し、前記携帯端末装置識別子と前記受信した利用統計との関連性に少なくとも一部基づき、受信した利用統計が前記第1の携帯端末遠隔通信装置に由来することを検証するよう、さらに適合させプログラミングした、請求項7に記載のサーバシステム。

【請求項11】

前記携帯端末遠隔通信装置は前記サーバシステムと断続的にしか通信しない、請求項7に記載のサーバシステム。

【請求項12】

携帯端末遠隔通信装置のユーザに注目対象広告を提示する方法であって、前記携帯端末遠隔通信装置から利用統計を収集するステップと、前記利用統計をサーバシステムへ送信するステップと、前記サーバシステムから推奨注目対象広告を受信するステップであって、前記収集した利用統計に少なくとも一部基づき前記広告を推奨するステップと、前記携帯端末遠隔通信装置を介して前記ユーザに1以上の推奨注目対象広告を提示するステップとを含む、方法。

【請求項13】

前記携帯端末遠隔通信装置は、前記サーバシステムとは間欠的にしか通信せず、前記携帯端末遠隔通信装置が前記サーバシステムと通信状態がないときを含め、前記利用統計が折に触れ収集される、請求項12に記載の方法。

【請求項14】

前記広告を、前記携帯端末遠隔通信装置の地理学上のロケーションと日時と前記ユーザの人口動態情報とからなるグループから選択される1以上の規範に基づき注目対象とする、請求項12に記載の方法。

【請求項15】

前記利用統計を、SMS技術を用いて前記サーバシステムへ送信する、請求項12に記載の方法。

【請求項16】

利用統計は、広告の再生回数、再生／停止事象、ユーザの広告クリック、コンテンツ細目または広告の一部のユーザによる前方スキップおよび／または後方スキップ、コンテンツ細目に対するユーザの投票、コンテンツ細目または広告に関連する調査に対する所定の応答を伴ったユーザの応答、前記ユーザによる完全な調査のスキップ、コンテンツ細目のその全体提示、前記ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツの転送行為とかなるグループから選択された1以上の種別の事象を含む、請求項12に記載の方法。

【請求項17】

前記サーバシステムから携帯端末装置識別子を受信するステップをさらに含み、前記利用統計を前記サーバシステムが前記携帯端末遠隔通信装置に関連付けられるよう前記利用統計を前記サーバシステムへ送信する、請求項12に記載の方法。

【請求項18】

携帯端末遠隔通信装置のユーザに注目対象広告を推奨する方法であって、前記携帯端末遠隔通信装置から収集される利用統計を受信するステップと、前記ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツ利用行為を追跡することで、前記ユーザの選好性に関し推定を行なうステップと、前記ユーザの選好性に一部基づき、前記携帯端末遠隔通信装置のユーザに向け注目対象広告の推奨を生成するステップと、1以上の前記携帯端末遠隔通信装置に前記推奨を送信するステップとを含む、方法。

【請求項19】

前記推奨はさらに、前記携帯端末遠隔通信装置の地理学上のロケーションと日時と前記ユーザの人口動態情報とからなるグループから選択される1以上の規範に少なくとも一部基づく、請求項18に記載の方法。

【請求項20】

前記利用統計は、広告の再生回数、再生／停止事象、ユーザの広告クリック、コンテンツ細目または広告の一部のユーザによる前方スキップおよび／または後方スキップ、コンテンツ細目に対するユーザの投票、コンテンツ細目または広告に関連する調査に対する所定の応答を伴ったユーザの応答、前記ユーザによる完全な調査のスキップ、コンテンツ細目のその全体提示、前記ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツの転送行為とかなるグループから選択された1以上の種別の事象を含む、請求項18に記載の方法。
。

【請求項21】

携帯端末装置識別子を第1の携帯端末遠隔通信装置へ送信するステップと、前記携帯端末装置識別子と幾つかの受信した前記利用統計との関連性に少なくとも一部基づき、幾つかの受信した利用統計が前記第1の携帯端末遠隔通信装置に由来することを検証するステップとをさらに含む、請求項18に記載の方法。

【請求項22】

前記携帯端末遠隔通信装置はサーバシステムと断続的にしか通信しない、請求項18に記載の方法。

【請求項23】

利用統計を収集し注目対象広告を推奨する目的で、携帯端末遠隔通信装置を識別する方

法であって、前記携帯端末遠隔通信装置から利用統計を収集するステップと、サーバシステムから携帯端末装置識別子を受信するステップと、サーバシステムが前記利用統計に前記携帯端末遠隔通信装置を関連付けることができるよう、前記サーバシステムに前記利用統計を送信するステップと、前記サーバシステムから推奨注目対象広告を受信するステップであって、前記送信された利用統計に少なくとも一部基づき前記広告を注目対象とするステップとを含む、方法。

【請求項 24】

前記携帯端末遠隔通信装置は前記サーバシステムと断続的にしか通信しない、請求項23に記載の方法。

【請求項 25】

非公開鍵を用いて前記利用統計に署名するステップをさらに含む、請求項23に記載の方法。

【請求項 26】

前記利用統計の送信に関し、前記サーバシステムと折衝するステップをさらに含む、請求項23に記載の方法。

【請求項 27】

前記携帯端末装置識別子が信頼の置けるソースから受信されたことを検証するステップをさらに含む、請求項23に記載の方法。

【請求項 28】

前記携帯端末装置識別子を、前記携帯端末遠隔通信装置と前記サーバシステムとの間の3回以下の交換ステップを用いて取得する、請求項23に記載の方法。

【請求項 29】

利用統計を収集し、注目対象広告を推奨する目的で携帯端末遠隔通信装置を識別する方法であって、サーバシステムから前記携帯端末遠隔通信装置へ携帯端末装置識別子を送信するステップと、前記携帯端末遠隔通信装置から利用統計を受信するステップと、前記携帯端末装置識別子と前記受信した利用統計の関連性に少なくとも一部基づき、前記受信した利用統計が前記携帯端末遠隔通信装置に由来することを検証するステップとを含む、方法。

【請求項 30】

前記携帯端末遠隔通信装置は、前記サーバシステムと間欠的にしか通信しない、請求項29に記載の方法。

【請求項 31】

ユーザのアプリケーションおよび／またはコンテンツ利用行為を追跡することで、複数の携帯端末遠隔通信装置ユーザの関連性に関する推定を行なうステップと、前記ユーザの関連性に一部基づき、前記携帯端末遠隔通信装置の前記ユーザに向け注目対象広告の推奨を生成するステップと、1以上の前記携帯端末遠隔通信装置へ前記推奨の内容を送信するステップとをさらに含む、請求項29に記載の方法。

【請求項 32】

前記携帯端末装置識別子を、前記携帯端末遠隔通信装置と前記サーバシステムとの間の3回以下の交換ステップを用いて前記携帯端末遠隔通信装置が取得する、請求項29に記載の方法。

【請求項 33】

携帯端末遠隔通信装置であって、ユーザに対しコンテンツを表示するディスプレイと、前記ユーザからの入力を収集する1以上の入力装置と、携帯端末装置識別子がサーバシステムから受信でき、かつ前記携帯端末装置識別子に関連する収集された利用統計が前記サーバシステムへ送信できるよう、前記サーバシステムと通信するよう適合させプログラミングした1以上のプロセッサとを備える、携帯端末遠隔通信装置。

【請求項 34】

前記携帯端末遠隔通信装置は、前記サーバシステムと間欠的にしか通信しない、請求項33に記載の装置。

【請求項 3 5】

前記 1 以上のプロセッサを、非公開鍵を用いて前記利用統計に署名すべくさらに適合させプログラミングした、請求項 3 3 に記載の装置。

【請求項 3 6】

前記 1 以上のプロセッサを、前記利用統計の送信に関連して前記サーバシステムと折衝するようさらに適合させプログラミングした、請求項 3 3 に記載の装置。

【請求項 3 7】

携帯端末遠隔通信装置から利用統計を収集するサーバシステムであって、携帯端末遠隔通信装置へ携帯端末装置識別子を送信し、前記携帯端末遠隔通信装置から利用統計を受信し、前記携帯端末装置識別子と前記受信した利用統計との関連性に少なくとも一部基づき、前記受信した利用統計が前記携帯端末遠隔通信装置に由来することを検証するよう、適合させプログラミングした 1 以上のプロセッサを備える、サーバシステム。

【請求項 3 8】

前記 1 以上のプロセッサを、ユーザのアプリケーションおよび / またはコンテンツ利用行為を追跡することで複数の携帯端末遠隔通信装置ユーザの関連性に関する推定を行ない、前記ユーザの関連性に一部基づき前記携帯端末遠隔通信装置の前記ユーザに向けて注目対象の広告の推奨を生成し、1 以上の前記携帯端末遠隔通信装置へ前記推奨を送信するよう、さらに適合させプログラミングした、請求項 3 7 に記載のサーバシステム。

【請求項 3 9】

前記広告を、前記携帯端末遠隔通信装置の地理学上のロケーションと日時と前記ユーザの人口動態情報とからなるグループから選択される 1 以上の規範に一部基づき注目対象とする、請求項 3 8 に記載のサーバシステム。

【請求項 4 0】

前記携帯端末装置識別子を、前記携帯端末遠隔通信装置と前記サーバシステムとの間の 3 回以下の交換ステップを用いて前記携帯端末遠隔通信装置により取得する、請求項 3 7 に記載のサーバシステム。